

世田谷区公告第20号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月12日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 給田四丁目 134番1 134番10	東京都杉並区 阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村 孝一郎